



令和2年4月16日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

新型コロナウイルス感染症の影響により期限内の申告が困難な場合

4月17日(金)以降も

個人市民税・県民税の申告書を受け付けます

豊橋税務署管内4市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市民税・県民税申告書の提出期限を令和2年4月16日（木）まで延長していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により期限内に申告することが困難な方については、4月17日（金）以降も市役所窓口で申告書を受け付けます。

また、市民税・県民税の申告書は郵送で提出していただくことができます。郵送での申告を希望される方には、申告書を送付しますのでお問い合わせください。

【各市お問合せ先】

豊川市役所	市民税課	0533-89-2129
豊橋市役所	市民税課	0532-51-2200
蒲郡市役所	税務課	0533-66-1116
田原市役所	税務課	0531-23-3509

【お問合せ先】 豊川市役所 総務部 市民税課 鈴木・大澤

TEL:0533-89-2129 Eメール: shiminzei@city.toyokawa.lg.jp